

東彼杵町農業委員会総会議事録

1. 開会日時 令和 8 年 6 月 25 日（木） 午後 13 時 30 分～15 時 00 分

2. 開催場所 東彼杵町総合会館 2 階 大会議室

出席委員

会長 西坂 秀徳	1 番 迎 幸枝	2 番 田中 恵	3 番 松尾 政敏
4 番 渡邊 稔	5 番 永島 宏行	6 番 川原 浩	7 番 森 計人
8 番 琴浦 清	9 番 森 武敏	10 番 欠 席	11 番 森 土雄
12 番 宮脇喜八郎	13 番 欠 席		

事務局及びその他の出席者

書記 坂本 修一 光増 彩

3. 議事録署名委員の指名について

4. 報告事項

(1) 農地の合意解約について 1 件

5. 議 事

議案第 6 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 3 件

議案第 7 号 農地中間管理事業による農地利用集積等促進計画（利用権設定）について 8 件

議案第 8 号 農地中間管理事業による農地利用集積等促進計画（農地売買等事業）について 1 件

6. その他

事務局	本日長崎県農業会議の総会が今日ありまして、清心委員さんが県の役員をされていますので、そちらの方行かれています。局長も毎年県の総会が重なった場合、町の方を優先して県の方を欠席にしていたんですけども、今年度宮脇委員が農業委員 18 年以上在職ということで表彰になっております。 また、今年から農業者年金の加入推進の優良表彰というのもありまして、東彼杵町は令和 7 年度 3 人、おかげさまで新規加入いただいているんですけども、清心委員が 2 名獲得ということで、表彰を今年受けております。また、朽原委員のご協力もありまして、全体としては 3 人獲得して、東彼杵町は目標に対して 2 年連続上回っているということで、農業委員個人としても、団体としても優良表彰を受けております。そういった関係がありますので、局長は今年は町の総会を欠席して、県の総会の方に出席しております。それでは会長お願いします。
会長	皆さんこんにちは。雨が極端に続きますけども、総会に忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。まず、宮脇委員さんにおかれましては、長期間にわたって農業委員ということで、まだまだこれからもよろしくお願ひしたいと思ひます。おめでとうございました。また清心委員におかれましては、農業者年金の加入推進ということで、今後とも皆様方にも進めていただければと思ひますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。それでは局長不在ですけども、始めさせていただきますと思ひます。まず、議事録署名の指名についてということで、1 番の委員、2 番の委員にお願ひしたいと思ひます。 3 番の報告事項、農地の合意解約についてということで事務局より説明をお願いします。
事務局	はい、報告事項に入ります。3 ページになります。報告の第 1 号、合意解約になります。次の通り通知がありましたので報告します。農地法第 18 条第 6 項の規定について農地法関係事務処理要領の第 9 の 3 の (3) の規定により通知があったことを報告します。1 件合意解約が出ておりまして、場所は彼杵宿郷の農地 3 筆です。全て樹園地で茶畑になります。貸してた方が川内郷の方、借りていた方が菅無田の方です。合意解約で、理由は規模縮小のためということです。もともと基盤強化法で賃貸借で借りられてまして、期間は令和 15 年までだったんですけども、途中で解約をされます。3 筆の内 2 筆は次の耕作者が決まっております。この後の議事が出てきますけども、中間管理機構を通して契約する予定です。場所が 4 ページになります。2 筆について、町道宿太ノ浦線を県の工業団地の方に登っていきますと、広域農道との交差点があります。そこを彼杵方面に行った上の茶畑 2 筆です。こちらが次に借りられる方が決まっているところになっております。次は 5 ページに行きまして、高速道路東そのぎインターチェンジの上になります。旧カステラセンターから登っていったところの茶畑です。こちらがちょっと耕作条件があまり良くないみたいで、次の耕作者が決まっていない状態となっております。報告は以上になります。

議長	はい、ありがとうございました。なんかご質問とかないですかね。 (特になし) ないようでしたら議事の方に入りたいと思いますけどよろしいですか？それでは 4 番の議事に入りたいと思います。 議案第 6 号の農地法第 3 条の規定による許可申請ということで事務局より説明をお願いします。
事務局	はい、3 条ですね。6 ページになります。議案第 6 号ですね。次のとおり許可申請があったので審議を求めます。農地法第 3 条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要領の第 1 の 2 の (1) の規定により、意見を決定するため審議を求めます。 今月 3 件出ております。まず 1 件目、賃貸借の設定です。場所が八反田郷農地です。登記地目畑、現況地目樹園地で、面積 67 m²です。貸す方が八反田の方で、借りるのが太ノ原の方です。これが令和 8 年 3 月総会の申請箇所の追加ということで 3 月総会の時に周りの茶畑何筆か、同じ方同士の賃貸借の申請が出てたんですけども、今回の申請地についても 67 m²と狭い土地なんですけど、ここも機械の回転場とかで借主さんが使ってるので、ここも含めて借りて欲しいということで、貸し主さんから話があったようです。なので、今回追加でここも借りますということで申請が上がっております。期間が 2 年間の契約です。場所については 7 ページになります。旧千綿女子農学園の上の茶畑になります。説明は以上になります。
議長	はい、ありがとうございました。今 1 番について説明ありましたけども、何かご質問とか補足とかありましたらお願いしたいと思いますんですけども。ご質問等ないでしょうか。 (特になし) ないようでしたら採決の方に入らせていただきます。1 番につきまして、問題ないと賛成と思われる方は挙手を持ってお願いします。 (挙手多数) はい、ありがとうございます。全会一致で許可する方向で進めていきます。引き続き 2 番の説明をお願いします。
事務局	はい、2 番です。こちらも賃貸借になります。菅無田郷の農地 2 筆です。こちら田になります。2 筆合計が 1,928 m²で、貸す方が菅無田の方、これが未相続の農地です。借りの方が同じく菅無田の方で、こちらが物納です。当初中間管理機構で話が進んでいたんですが、物納ということで 3 条での申請をお願いしております。期間は 15 年です。 場所が 8 ページになります。大野原高原線を旧大楠小学校の下から中尾の集落に向かって登っていったところの途中に、蔭平橋という橋がありまして、菅無田郷の後城の集落の方に行く橋があるんですけども、そちらを渡って行った先の田んぼの 2 筆になります。説明は以上になります。

議長	はい、ありがとうございました。今 2 番につきまして、事務局の説明がありましたけども、この件に関しましてご質問とか補足とかありましたらお願いしたいと思います。特段ご質問等ないでしょうか。 (特になし) はい、それでは 2 番につきまして、採決を取りたいと思います。2 番につきまして、許可相当ということで問題ないと思われる方は挙手を持ってお願いします。 (挙手多数) はい、ありがとうございます。全会一致で許可する方向で進めていきたいと思います。引き続き 3 番の説明をお願いします。
事務局	はい、6 ページに戻りまして、無償の贈与での所有権移転の申請です。瀬戸郷の農地で、こちら田になります。面積は 1326 m²で、渡す方が大村市の方です。受ける方も同じく大村市の方です。理由としては、持ち主の方がもう高齢であり、お子さんも県外在住のため、今後の土地管理を考えて今回贈与することになっております。息子さんも遠方にいらっちゃって、自分で管理ができなくなった時に、周りの方に迷惑をかけるんじゃないかということを非常に心配をされてまして、きちんと譲って、しっかり管理をしていただきたいということでした。大村市内にお互い田んぼをお持ちなんですけども、その大村の田んぼが隣同士ということで、今回の譲り受け人であれば、きちっと管理をしてくれるだろうということでお譲りするそうです。令和 3 年の 6 月 10 日から令和 8 年の 6 月 9 日まで、八反田郷の方が契約されていて耕作されていたんですけど、契約更新はされておりません。譲り受ける方に耕作者に確認を取ったもらったところ、現耕作者の方が引き続き更新して耕作する意向で、苗なども準備をされてたそうです。なので、今回所有権は移るんですが、今年の田植まで今の耕作者の方がされて、来年以降は自分の方で管理をされるということで、当事者間で話をされたということでした。 場所なんですけども、9 ページになります。国道 34 号のセブンイレブンさん近くの八反田交差点から、県道の千綿溪線を龍頭泉の方に登っていきまして、岩永運送さんを過ぎると昭和橋があるんですけども、その昭和橋を渡ってすぐの田んぼ一筆になります。説明は以上になります。
議長	はい、ありがとうございました。今 3 番につきまして、事務局より説明を行いましたけども、補足とかご質問とかありましたらお願いしたいと思います。ご質問等ないでしょうか。 (特になし) ないようでしたら採決に入りたいと思います。3 番につきまして、許可することで問題ないと思われる方は、挙手を持ってお願いします。 (挙手多数) はい、ありがとうございます。全会一致で許可する方向で進めたいと思います。ありがとうございます。 続きまして、議案第 7 号、農地中間管理事業による農地利用集積所促進計画の利用権

	設定についてということで、事務局より説明をお願いします。
事務局	はい、中間管理が今月 8 件あります。まず 1 件目からですね。10 ページになります。 まず 1 件目が駄地郷の農地 2 筆です。田になります。面積は 2 筆合計で 2688 m²。貸す方が諫早市の方で、中間管理機構で公社を通して借りるのが駄地郷の方になります。期間が令和 8 年の 9 月 10 日から 10 年間ですね。令和 18 年 5 月 9 日までで、こっちは新規契約になります。 場所は 14 ページになります。駄地公民館を登ってすぐの田んぼになります。台帳上では遊休農地のような状態でしたけども、今回借りて耕作をすることになったということで聞いております、説明は以上になります。
議長	はい、ありがとうございました。今説明がありました 1 番につきまして、ご質問とか報告とかありましたらお願いしたいと思いますけども。
地元委員	こんにちは。補足を申し上げます。地主さんが家庭の都合で諫早の方に引っ越しされて、農地が荒れていました。今回の借り手さんが近くに農地を借りて野菜を作ってまして、今回田んぼを作りたいんだけどという相談がありました。もし作るんだったら役場に申請を出してから耕作してくださいということで今回申請があがっています。今まで私たち地域でも管理をしていましたがなかなか大変で、借り手の方がこれをやってくれと、皆さんも周りの人も地区の人も助かりますので、よろしくお願ひしたいと思っています。以上です。
議長	はい、ありがとうございました。今の説明していただいたとおりですけども。この近くの方が作っていただけるとですね。非常によろしいかと思ひますけども、なんかご質問とかありましたらお受けしますけど。 (特になし) ないようでしたら採決に入りたいと思ひます。この 1 番につきまして、許可することで問題ないと思われる方は挙手を持ってお願ひします。 (挙手多数) はい、ありがとうございます。全会一致で許可する方向で進めたいと思ひます。引き続き 2 番の説明をお願いします。
事務局	はい、2 番です。八反田郷の農地で、こちら茶畑になります。面積は 687 m²。借りる方が佐賀県の方で、中間管理機構を通して借りるのが、太ノ原の方です。これが令和 8 年 9 月 10 日から令和 23 年 9 月 9 日までです。 場所は 15 ページになります。町道宿太ノ浦線を工業団地の方に上って行って、広域農道との交差点を大村方面に下っていくと、FORTHEES さんの碾茶工場があるんですけども、こちらの途中の下茶畑になります。元々持ち主さんが佐賀の方なので、現況をあまり把握されておらず、自分の農地の耕作を誰かがしてるんだけど、誰がしているの

議長	か分からないという相談があつて、役場でも探したり、本人さんも周りに聞いたりしたら、今回の借主さんがどうも作ってるみたいだということで、それならきちんと契約を交わして貸し借りしましょうということで、今回この申請が上がっております。説明は以上になります。 はい、説明ありがとうございました。品評会の巡回で私も行った覚えがあるように思います。ということで、今まで契約をしてなかった分を契約されたということで、作ってはいらっしゃったんで問題はないかと思うんですけども、その他補足とか説明とか質問がありましたらお願いしたいと思いますけど、何かないでしょうか。 (特になし) 何もないようですので、2 番につきしまして採決をとりたいと思います。2 番につきまして、許可することで問題ないと思われる方は挙手を持ってお願いします。 (挙手多数) はい、ありがとうございます。ちょっと次に行く前に補足ですが、この2 番のような状況は、農業委員会的に言えばヤミ小作って言います。農業委員会の許可を取らずにですね。で、私も農業委員になる前は、ヤミ小作っていわれたらちょっとムツとしたりしていたんですが、お互い話はしていたのにヤミ小作って、という気持ちでいましたが、トラブルになった時に裁判とかになった場合に、ヤミ小作は非常に不利になりますので、周りにそういった方がおられたら、きちんと契約をしましょうということで推進していただければと思いますので、よろしくをお願いしたいと思います。すいませ余談を入れまして、引き続き3 番の説明をお願いします。
事務局	はい、3 番ですね、11 ページになります。場所が木場郷の農地で、田になります。田面積は172 m²で、田なので水稻です。貸す方が木場郷の方で、公社を通して借りるのが同じく木場郷の方。令和8年の9月10日から令和18年に9月9日までの10年間になります。 場所は16 ページになります。広域農道から登って木場の上の地区になります。本地寺などがあって、さらに登っていきまして、持ち主さんの家があるんですけど、その家のすぐ近くで、住所は蕪なんですけど、ほとんど木場との境のところになります。 使用貸借での申請です。説明は以上になります。
議長	ありがとうございました。今の3 番の説明をしていただきますけども、この件に関しまして、補足とか質問とかございましたらお願いしたいと思います。 (特になし) 何もないですか。採決に入ってよろしいでしょうか。3 番につきまして、許可することで問題ないと思われる方は挙手を持ってお願いします。 (挙手多数) はい、ありがとうございます。全会一致で許可する方向で進めていきます。引き続き4 番の説明をお願いします。

事務局	はい、11 ページですね、4 番です。場所が瀬戸郷で、こちらも田んぼになります。794 m²で、これが賃貸借です。貸す方が瀬戸郷の方で、中間管理機構を通して借りるのが八反田郷の町内法人になります。期間はこれも 10 年で、令和 8 年 9 月 10 日から令和 18 年の 9 月 9 日までになります。 場所は 17 ページです。国道 34 号を大村方面に行った時に踏切があつて、踏切を渡ると岩永医院さんがあるんですけども、その近くの田んぼになります。説明は以上になります。
議長	はい、ありがとうございます。今、4 番について説明いただきましたけども、この件に関しまして、質問とか補足とかありましたらお願いします。 (特になし) 何もないようですので採決に入りたいと思います。この 4 番につきまして、許可することの問題ないと思われる方は挙手を持ってお願いします。 (挙手多数) はい、ありがとうございます。全会一致で許可する方向で進みたいと思います。引き続き 5 番の説明をお願いします。
事務局	はい、12 ページになります。申請番号 5 番ですね。場所ですけど、彼杵宿郷の農地で、こちら茶畑になります。面積が 3983 m²で、貸す方が樋口の方で、中間管理機構を通して借りるのが、太ノ原の方です。これが令和 8 年 9 月 10 日から 10 年間で令和 18 年 9 月 9 日までで、これについては今も借りられていまして、中間管理機構で借りられている期間が満了しますので更新の申請です。 場所は 18 ページになります。赤木の町の工業団地があつて、広域農道からさらに登っていくと、ロータリーがあつてその先に水道施設がありますが、そこをもっと先に進んでいった先の農地 1 筆になります。説明は以上になります。
議長	はい。借主さんが以前から借りていて、農地改良等も自分でされている農地になりますので、特段問題ないとは思いますが、この件につきまして、何かご質問とかあればお受けしますけども。 (特になし) ないようですので採決に入りたいと思います。5 番について許可相当と問題ないと思われる方は挙手をもってお願いします。 (挙手多数) はい、ありがとうございます。引き続き 6 番の説明をお願いします。
事務局	はい、12 ページに戻りまして 6 番です。彼杵宿郷の農地で、これも茶畑になります。面積が 2092 m²で、これが賃貸借ですね。貸す方が赤木の方で、中間管理機構を通して借りるのが太ノ原の方です。令和 8 年の 9 月 9 日から 9 月 10 日から 10 年間の令和

議長	18 年 9 月 9 日までです。場所が 19 ページになります。先ほどの 5 番で申請のあった茶畑の下の方ですねロータリーのすぐ上の茶畑一筆です。すいません 6 番資料で使用貸借になっていますが、賃貸借です。賃貸借の 10 年になります。説明は以上です。 ありがとうございました。ここは私の担当地区でして、この農地の右側の方の農地を借主さんが作られています。すぐ隣ですので、一緒に作っていただければなと思っています。この件に関しまして、質問とかありましたらお受けしますけども。 (特になし) 何もないようでしたら採決に入ってよろしいでしょうか。6 番につきまして、問題ないと思われる方は挙手を持ってお願いします。 (挙手多数) はい、ありがとうございます。全会一致で許可する方向で県の方に進達したいと思います。引き続き 7 番の説明をお願いします。
事務局	はい、7 番 13 ページになります。場所が菅無田郷の農地で、部分仮受けということで説明をします。茶畑ですね。借りるのが 9640 m²になります。これも賃貸借の契約です、貸す方が菅無田郷の方で、中間管理機構で公社を通して借りるのが、太ノ原の方。これが 10 年間の契約で、令和 8 年の 9 月 10 日から令和 18 年の 9 月 9 日までで、この茶畑なんですけども、令和 7 年の 11 月総会で農地改良が借主さんから出ていたところですね。そこの改良がもう終わったので、正式に借りると申請が上がっております。 改植をしたため、最初の 5 年間は使用貸借で 6 年目から金納になるということで聞いております。畑自体の面積は全体で 12,096 m²あるんですけども、そのうちの今回は改良した部分の 9,640 m²だけを借りるというような申請です。場所が菅無田の平山池というのがありまして、平山池のすぐ上の茶畑になります。隣の写真で赤で囲っている部分を除く分だけ借りるということです。改良したとこをだけを借りるというような申請になっております。説明は以上になります。
議長	はい、ありがとうございました。この件につきまして補足とか説明とかご質問とかありましたらお願いしたいと思いますんですけども。
委員	赤の部分はもう借りないということですか。
事務局	そうです、赤はもう借りない。赤で囲っている部分は航空地図で見るとまだ綺麗な茶畑なんですけど、実際今はもう結構荒れた状態なので、赤で囲った部分を除いて借りるということでした。
議長	ここまで全部一緒に借りてくれると助かるんですけどね。そこら辺も引き続きですね。皆さんからも私からも言いますけども、お願いしていきたいと思います。 他に何かご質問とかないですか。

事務局	(特になし) ないようでしたらこの7番につきまして採決していきたいと思います。許可することで問題ないと思われる方は挙手を持ってお願いします。 (挙手多数) はい、ありがとうございます。全会一致で許可する方向で進めていきたいと思います。続いて8番の説明をお願いします。 はい、13 ページに戻ります8番です。彼杵宿郷の農地2筆です。先ほど報告事項で解約をした2筆になります。合計で2760㎡です。貸す方が駄地郷の方で、中間管理機構を通して借りるのが太ノ原の方です。令和8年の9月10日から令和18年の9月9日10年間です。場所も21 ページ載せていますけども、先ほどの合意解約の時の説明のとおり場所になります。説明は以上になります。
議長	はい、8番につきまして説明いただきますけども、ご質問とかありましたらお願いしたいと思いますけど。 (特になし) ないようですので採決に入ってもよろしいでしょうか。それでは8番につきまして、問題ないと思われる方は挙手をお願いします。 (挙手多数) はい、ありがとうございます。全会一致で許可する方向で進めていきたいと思います。ありがとうございます。それでは続きまして、議案第8号、農地中間管理事業による、農地の売買についてということで説明をお願いします。
事務局	はい、これが今回初めての申請になりまして、中間管理機構を通して農地を売り買いするという申請です。当日お配りしてる資料に農地中間管理機構の実施する特例事業売買事業についてという、補足の6月総会説明資料という上に書いている部分をまず説明をしたいと思うんですけども、2枚目の説明をします。基盤法って言って、基盤強化法に基づく農地の売買っていうのが以前あったんですけども、これが法改正によって令和7年の3月末で廃止になっています。そのため、令和7年の4月以降の売買方法については、農地法の3条による売買かあっせん事業か、基盤法の廃止にともなって、農地バンクが新たに実施する特例事業の3つとなっております。 2ページに農地の売買制度一覧っていうのを載せてるんですけど、黄色の部分が農地法の3条です。あっせん事業で売買するかで基盤法というのが令和6年度で終了しています。これに代わって今回1番右この今回の申請ですが、この1番右の特例事業になります。基盤法による売買については認定農業者が受け手となる場合、農業委員会で申請受付を行っていました。これで基盤強化法を使って売買すると譲渡所得の800万の控除があったり、法務局への登記、嘱託登記も無料で農業委員会が行っておりまして、非常に使い勝手がいい制度だったんですけども、法改正の関係でなくなっております。農地バンクが行う特例事業は基盤法の代わりとなって譲渡所得の800万円の控除が使える

んですけども、農地要件ですね。農振農用地じゃないといけないとか団地化要件ですね。1ha 以上でなければならない等、要件が厳しくなっています。土地の登記も農地バンクが代わりにしてくれるんですけど、手数料が発生するようになっております。

手続きにも時間を要しまして、大体1年かかるということです。なぜ1年かかるかと言いますと、農地バンクの方が売り手からまず一旦農地を買い受けて、買い手に売り渡すという方法を取るんですけども、長崎県の場合、事前に農地の売買に関する情報が把握できた分のみを来年度の予算に計上して売買を行うので、どうしても時間がかかるというようなものになっております。

2 ページに戻ると、従来からの方法である1 番左の、農地法3 条については、いつもの総会のようにかけて、許可できるまで時間はかからないんですけど、登記を自分でする必要があったり、800 万円の控除がありません。次の隣のあっせん事業の場合については、そういった農地バンクの特例事業に時間がかかるので、税控除を活用して短期間で所有権移転をしたいという場合の受け皿として、東彼杵町の農業委員会でもあっせん基準を作りまして、去年の3 月にこのあっせん事業というのに対応してるんですけども、このあっせん事業っていうのは、売る相手が決まっていない時に使うものです。売りたいんだけど誰かいませんか、農業委員会で探してください。と言って、農業委員会で探して相手が見つかった場合に使えるのが あっせん事業。これは控除が使えるんですけども、この人に売りたいというのが決まっている時にはこれは使えない制度になってます。なので、今回の場合はもう売る相手が決ままして、かつ税控除の方も使いたいということでお話がありましたので、今回特例事業で、時間はかかるんですけども進めております。

3 ページは売買事業の流れということで1 年程度要しますという説明をしてるんですけども、今回上がってくる申請自体は、去年の8 月に売り渡し希望申し出とか買い入れ申し出を8 月26 日付けで提出していただいて、中間管理の農林水産係の担当の方で2 番3 番4 番とかの手続きを進めて、今5 番6 番の段階です。この段階で農地利用集積等促進計画という審議を今この6 月の総会でかけてます。これが、持ち主から公社が一旦買い受けて、公社が買いたい人に売り渡すという2 回あるんですけども、これを今同時に今ここの総会で審議にかけております。買う方の登記が完了するのはいつなのかということを経営管理の担当者に聞いた所、まだはっきりした時期が分からないけれど、年内には確実に申請者の方の名義に変わりますよという説明でした。次の4 ページ5 ページには中間管理機構の方が作成してるチラシを載せております。この中にちょっと解説がありますので、また時間がある時にご確認いただければと思います。

総会のタブレットの資料の方に戻しまして、22 ページ。まず売り手から公社に売り渡す申請です。23 ページが促進計画の公告についてで、次のページが今度は公社から受け手の方に売り渡す促進計画の公告について、2 つ同時にかけるような形です。内容ですが、場所が三根郷の2 筆です。茶畑になります。2 筆合計で面積が2585 m²で、売る方が嬉野市の方で、買う方、受け手が同じく嬉野市の方になります。23 ページも同じ内容です。1 番上の題目が所有者と機構間契約、次が機構と受け手間契約と題目が変わってるだけで内容は同じです。

議長	場所なんですけども、24 ページにありまして、赤木の町営の工業団地のすぐ近くの茶畑です。茶畑 2 筆になりまして、ここの周りの茶畑についても、すでに購入者の方が耕作されてる茶畑がいくつかありまして、今回ここも購入をされて拡大されるということで、そういった申請です。説明は以上になります。 はい、ありがとうございました。分ったり分からなかったりする部分もあるかと思いますが、この公社の仕組み等についての質問でも大丈夫です。何もないですかね。また改めて公社の契約に関してなにかありましたら、ご質問いただければと思いますけども。 (特になし) では、売買事業の件に関しまして、何もないようですので採決に進みたいと思います。許可相当と問題ないと思われる方は挙手を持ってお願いします。 (挙手多数) はい、ありがとうございました。6 月の議事はこれで終わりにになります。
----	--

議案の顛末を記載し、相違ない事を証する。

議長

1 番

2 番